

森林整備工事指名業者選定事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、農林水産部所管建設工事事務取扱要領（平成6年4月1日農総第383号農林水産部長通知）第2条第1項第2号に規定する建設工事に規定されていない森林整備工事の請負契約に係る指名競争入札における入札参加の指名に関し、必要な事項を定めるものとする。

(森林整備工事の定義)

第2条 「森林整備工事」とは、次の各号に定める工種の工事をいう。

- (1) 森林整備：地拵え、植栽工、枝打ち（枝落し）、つる切り、除伐、間伐（本数調整伐）、受光伐、作業歩道や簡易施設の設置及び素材の生産（立木の販売を除く。）
- (2) 保育：地拵え、補植、根踏み、下刈り、雪起し、施肥、除伐、本数調整伐、枝落し、つる切り、作業歩道や簡易施設の設置
- (3) 作業車道：森林作業道の開設

(指名業者数)

第3条 設計額250万円未満の工事においては、富山県会計規則第100条第1項（1）の規定により随意契約とし、指名業者数は3者とする。
2 設計額250万円以上の工事においては、富山県会計規則第97条第1項の規定により5者以上による指名競争入札とする。
3 前項の規定にかかわらず、当該工事等の種類、内容、業者の実態等について特別な事由のある場合については、適切な数の業者を指名することができるものとする。

(指名基準)

第4条 入札参加者を指名しようとするときは、別に定める富山県森林整備工事競争入札参加資格者名簿に登載されている業者の中から選定するものとする。
2 入札参加者を指名するに当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案し、指名が特定の業者に偏らないようにしなければならない。
(1) 不誠実な行為の有無
(2) 経営状況
(3) 業務経歴
(4) 当該工事等に対する地理的条件
(5) 手持ち工事等の状況
(6) 当該工事等の施工に対する技術的適正
(7) 安全管理の状況
(8) その他必要と認める事項
3 生産森林組合においては、森林組合法第93条により入札工事を制限する。

(指名基準の適用除外)

第5条 入札参加者を指名するに当たって、競争入札参加者に必要な資格を満たした業者数が極端に少ないとき、特殊の技術を要するものであるとき、特に緊急を要するものであるとき、その他特別の事由があるものであるときは、前条の規定によらないことができる。

(指名の停止等)

第6条 指名の停止等に該当する場合は、富山県建設工事等指名停止要領（平成13年4月2日制定）に準じるものとする。
2 この要領に定める指名停止等に関する事務は、農林水産部森林政策課で行うものとする。

(細則)

第7条 この要領に定めのない事項は農林水産部所管建設工事事務取扱要領を準用するほか、森林整備工事の執行方法に関し必要な事項は農林水産部所管建設工事事務提要の規定を準用する。

附 則

この要領は、公表の日から施行する。